

# にぎたつ苑訪問リハビリテーション料金表

(単位:10円)

※事業所医師の指示のみ

【介護】加算料金					
		1割	2割		内容
訪問リハビリテーション実施		308	616	1回につき	1週に6回を限度(短期集中の場合は12回を限度)
リハビリテーションマネジメント加算(口)1	6月以内	213	560	1月につき	リハビリ会議(毎月)、厚労省に提出・フィードバックを活用
リハビリテーションマネジメント加算(口)2	6月超え	180	460	1月につき	リハビリ会議(3月ごと)、厚労省に提出・フィードバックを活用
医師が利用者又は家族に説明をし同意を得た場合		270	640	1月につき	
退院時共同指導加算		600	400	1日につき	療法士が退院時カンファレンスに参加、利用者又は家族に対して、病院の医師、療法士などと情報共有した上で、在宅でのリハビリに必要な指導を共同で行い、在宅でのリハビリ計画書に反映させる
短期集中リハビリテーション実施		200	400	1週に2回以上、1日あたり20分以上	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリを行います
認知症短期集中リハビリテーション実施		240	400	週2回まで	認知症であると医師が判断した者(MMSE:5~25点)。退院(所)日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリを行います
×	移行参加支援加算	17	34	1日につき	終了した日から起算して14日以降44日以内に、電話等で、通所介護等の実施状況を確認し記録。リハビリ計画書を移行先に提供
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	12	1回につき	勤続年数7年以上の者がいる

【介護予防】加算料金					
		1割	2割		内容
予防訪問リハビリテーション実施		298	596	1回につき	1週に6回を限度(短期集中の場合は12回を限度)、※3月に1回以上のリハビリ会議を開催、厚労省に情報提供
		※12月超減産なし			
短期集中リハビリテーション実施	1月以内	200	400	1週に2回以上、1日あたり40分以上	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリを行います
短期集中リハビリテーション実施	1月超3月以内	200	400	1週に2回以上、1日あたり20分以上	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリを行います
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	12	1回につき	勤続年数7年以上の者がいる

令和6年6月1日現在